

3【 リコール制度の強化・拡充】

消費生活用製品（電気製品等を含む）に関して、事故情報の収集、分析、事故防止への活用を強化する。

ア．事業者からの報告、医療機関等からの事故情報の入手、諸外国における事故情報の収集等、製品事故に係る情報収集を充実させるための方策について検討する。

イ．収集した事故情報の分析体制の強化、重大な危害が発生する危険がある場合等における迅速な対応、事故情報や製品回収の進捗状況の公表等、収集した情報に基づき製品事故を防止する。[ア．平成 18 年度に一定の結論を得る。イ．平成 18 年度]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省</p>	<p>（１）改正消費生活用製品安全法等に基づく事故情報報告・公表制度 昨年、消費生活用製品安全法（以下「消安法」という）を改正し、製造・輸入事業者に国への事故報告を義務付け、その情報を国が消費者に公表する制度が新設した（平成 19 年 5 月 14 日施行予定）。事故情報の収集と公表に係る改正の要点は次のとおり。</p> <p>（収集制度） 製造・輸入事業者は、10 日以内に事故の発生日、概要等を主務大臣に報告しなければならない。 国は、重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要があると認められるときは、製品の名称及び型式、事故の内容等を公表する。本報告義務に違反した場合や虚偽の報告をした場合において、必要があると認めるときは、重大製品事故に関する情報を収集し、かつ、これを適切に管理し、及び提供するために必要な体制の整備を命ずることができる。</p> <p>（公表方法） ガス機器・石油機器による重大製品事故の場合は、報告受理後、直ちに、メーカー名、型式名を含めた事故内容をホームページ上で公表するとともに、プレス発表を行う。 ガス機器・石油機器以外の消費生活用製品による重大製品事故で、製品が事故の原因と疑われる場合は、直ちに、メーカー名、型式名を含めた事故内容をホームページ上で公表するとともに、プレス発表を行う。 ガス機器・石油機器以外の消費生活用製品による重大製品事故で、製品事故が原因かどうか不明な場合は、まず、報告受理から 1 週間以内に事故の概要のみをホームページで公表し、プレス発表を行う。その後の事故分析の結果、製品が事故の原因と疑われる場合は、メーカー名、型式名を含めた事故内容をホームページ上で公表し、プレス発表を行う。一方、事故分析の結果、依然として製品事故が原因かどうか不明の場合は、第三者委員会の判定を得た上で、メーカー名、型式名を含めた事故内容をホームページ上に公表する。</p>	<p>〔評価〕 有効性 < 事故情報報告・公表制度 > 本制度により、事故情報の着実な収集及び迅速な公表が可能となり、事故の再発防止に有効であると考ええる。</p> <p>< 諸外国における事故情報の収集等 > 海外の製品事故情報を収集することにより、国内の製品事故の未然・再発防止を図ることが可能と考ええる。</p> <p>< 事業者の自主的な取組の実施 > ・「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」等の啓発を通じて、事業者の製品安全に対する意識が向上するものと考ええる。</p> <p>< 体制の整備 > ・製品安全行政を省内横断的に監督する製品安全担当審議官を新たに設け、製品安全に係る定員を増員したことで、より省内横断的かつ迅速に製品事故に対する対応が可能と考ええる。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 ・事故情報の収集については、改正消安法に基づく事故情報の収集・公表制度を、消費経済審議会製品安全部会製品事故情報第三者委員会の意見を踏まえながら、着実に運用していくとともに、米国・中国をはじめとする諸外国との連携を通じて海外での製品事故情報を収集していく。 ・リコールハンドブックの改訂や「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」等を通じた啓発活動に加え、製品安全に積極的に取り組んでいる事業者を表彰する大臣表彰制度の創設について検討を行う。</p>

(2) 任意の事故情報収集制度

これまで、消費生活用製品等に係る事故情報については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「nite」という。）において収集し、電気用品に係る事故情報については、経済産業省で報告を受けていた。しかし、消安法に基づく製品事故報告制度が施行されるにあたり、従来の nite の事故情報収集制度等を整理・統合することとした。具体的には、経済産業省が所管する消費生活用製品等において、消安法の報告が義務付けられていない事故情報については、nite で一元的に収集・公表することとした（平成19年5月14日から運用開始予定）。

(3) 諸外国における事故情報の収集等

平成19年11月29日、nite と共同で、米国消費者製品安全委員会（CPSC：Consumer Product Safety Commission）とガイドライン（協力実施指針）を締結し、製品安全に関する二国間協力を進めていくことについて合意した。

ガイドラインに盛り込まれた主な協力の内容は以下のとおり。

1. 日米両国の消費者製品の安全確保に資する、双方の製品関連重大事故のリスク評価及び製品テスト、主要なリコール事例、法及び規則等の執行状況等、製品安全に関する幅広い情報交換を実施すること。
2. 両国の政府関係者及び消費者製品の安全に携わる者のためのトレーニング・プログラムの共同開発、政府関係者及び専門家の人的交流の検討を行うこと。

(参考)平成19年4月12日には、甘利経済産業大臣と李長江国家質量監督検疫総局（AQSIQ）局長が会談を行い、情報共有等の製品安全協力を図る目的で、「製品安全、認証・標準化に係る協力に関する覚書」に署名を行った。

(4) 事業者の自主的な取組の実施

事業者が自主的に製品安全の向上のために、リコール等を実施するよう、リコールハンドブックの改訂や「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」の作成・配布を実施しているところ。

(5) 体制の整備

- ・省内における製品安全に係る体制を強化するため、平成19年度より製品安全担当審議官、製品安全担当企画官をそれぞれ1名ずつ新たに設置し、また、製品安全に係る定員を29名増員した。
- ・niteにおいて、製品事故や事故につながる情報の収集分析体制の強化を図るため、「事故リスク情報分析室」を設置した（平成18年9月7日）。

4【 リスクコミュニケーションへの消費者への参加促進】

消費者の関心が高い案件について積極的に情報提供するとともに、計画的に意見交換会の場を設定する。

〔平成17年度以降継続的に実施する。その実施状況については毎年公表する。〕

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省</p>	<p><意見交換会> 消費者をはじめとする国民の関心が高いテーマを中心に、3府省連携しての意見交換会を全国各地で平成18年度に68回実施した。意見交換会で使用した資料、議事録等は各府省のホームページにて公開。 3府省とも、年度ごとに実施方針を定めており、平成19年度については、平成19年3月20日開催の第30回リスクコミュニケーション専門調査会等において報告し、ホームページに掲載し、公表している。 平成18年度実施の意見交換会の主な開催テーマは以下の通り。 食品安全委員会 ・食育 ・食品の安全性確保のためのリスク評価への消費者関与 ・世界におけるBSEリスクとその評価 ・農薬に関するOEC Dの取組 ・米国における微生物のリスク評価、等 厚生労働省及び農林水産省 ・米国産牛肉輸入問題、BSE対策 ・残留農薬等のポジティブリスト制度 ・輸入食品の安全確保 ・OIEコードの改正 ・健康食品、食中毒、食品添加物、農薬、家畜衛生、植物検疫等 パネルディスカッション形式で実施した意見交換会については、消費者に対し積極的にパネリストを依頼。 食品安全委員会では、関係団体等との懇談会を随時開催し、意見交換を行っている。 農林水産省では「リスク管理の標準手順書」に基づきリスク管理を行う際、適時適切な「関係者」との意見交換を行う必要性から、「リスク管理検討会」を設けている。</p> <p><情報提供> 府省間の横断的な対応が必要な事項については、関係府省間で調整してきているところであり、それぞれのホームページのリンクを活用して連携し、消費者の関心が高い案件についてわかりやすい情報提供に努めている。</p>	<p>〔評価〕 迅速性・機動性 BSEや残留農薬等のポジティブリスト制度など、消費者の大きな関心が寄せられている事項について、随時、積極的に意見交換会を実施した。消費者の関心が高い案件について、随時、ホームページ等でわかりやすい情報提供に努めた。 有効性 意見交換会、各省のHPの活用などにより、食品の安全に関する情報を消費者に提供するとともに、特に消費者等の関心が高い事案等について意見交換を実施し、寄せられた意見についてはリスク評価・管理の検討の際に参考としている。 また、ホームページ等による情報提供を、積極的に努めたところであり、消費者の食品の安全性に関する理解の促進に有効であったと考える。 関係省庁間の連携 「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について（平成16年2月18日関係府省申合せ）」に基づき、リスク管理機関とリスク評価機関との意思の疎通を図っているところである。 関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を定期的に開催するなど調整を図りつつ、開催テーマに応じ、3府省で連携して、意見交換会を実施した。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 ・食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会における調査審議の結果、平成18年11月に取りまとめられた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」に基づき、改善を図る。今後、これにより示された目標や諸課題について、具体的な事例を設定し検討を進めることとされており、専門調査会においてリスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開について調査審議する。 ・今後とも消費者をはじめとする国民の関心が高いテーマや関係者相互間の考え方が著しく乖離しているテーマを取り上げ、意見交換会等を実施する。 ・消費者等の関心事項の把握に努め、関心事項の情報の提供等を実施する。 ・食品安全委員会では、リスク分析の考え方については、引き続き関係</p>

	<p>食品安全委員会</p> <ul style="list-style-type: none">・ホームページのトップページへのアクセス数：38,907 件（平成 19 年 3 月）・メールマガジン（登録者数 4,226 人（平成 19 年 3 月））・季刊誌「食品安全」を発行（平成 19 年 4 月現在第 12 号を発行） <p>厚生労働省ホームページの「食品」のページへのアクセス数：62,655 件（平成 19 年 3 月分）</p> <p>農林水産省のホームページのトップページへのアクセス数 274,505：件（平成 19 年 2 月分）</p> <ul style="list-style-type: none">・メールマガジン（登録者数 14,792 人（平成 19 年 3 月）） <p>3 府省とも、意見・要望の募集については、ホームページを活用した方法も実施。</p>	<p>者への浸透・定着を図る。平成 18 年度に制作したリスク分析についてわかりやすく説明したDVDが各地域において、有効に活用されるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none">・今後も引き続き、ホームページ掲載内容の更なる充実、季刊誌における適切なテーマの設定等により、わかりやすい情報提供に努めていく。
--	---	--

5【 リスクコミュニケーションへの消費者への参加促進】

欧米諸国の最新の事例について調査するとともに、実施したリスクコミュニケーションについて消費者の視点による評価・検証を実施し、リスクコミュニケーション手法の向上を図る。

また、リスクコミュニケーションの方法と技術に精通した人材の育成を図り、コミュニケーション技術の全体的な向上を図る。
〔平成17年度以降継続的に実施する。〕

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省</p>	<p>食品安全委員会の「食品の安全性に係るリスクコミュニケーションに関する調査」により、国内外におけるリスクコミュニケーションの詳細な事例把握等による知識情報等の蓄積、リスクコミュニケーションの効果の評価、情報発信態勢の評価、消費者意識の把握方法について予備的な調査を実施。今後、リスクコミュニケーション専門調査会へ報告し、その内容は、ホームページで公表する予定。 平成18年度は、リスクコミュニケーション専門調査会を7回開催し、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための調査審議を行った。 食品安全委員会では、平成18年度から、食品の安全性に関して、地域におけるリスクコミュニケーションの積極的な実施を推進するため、行政、消費者団体、事業者など地域の集まりで食の安全に関して話をする機会のある方を対象に、リスク分析等についての理解を深め、コミュニケーション能力を高めいただくことを目的に、「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」を実施している（平成18年度は、全国14カ所で実施） また、上記の「指導者育成講座」の受講者が、その成果をできる限り活かし、効果的にリスク分析の考え方を普及できるよう、地域で活動する際の一助とするため、リスク分析について分かりやすく説明したDVDを、平成18年度に制作した。 農林水産省では、リスク管理等を担当する職員を対象にリスクコミュニケーションに関して講義した。 厚生労働省では、自治体の職員を対象にリスクコミュニケーションに関する研修を実施した。</p>	<p>〔評価〕 有効性 諸外国におけるリスクコミュニケーション事例に関する調査等により、消費者への情報伝達手段として大きな役割を果たすマスメディアと行政機関との関係について検討すべき点が整理され、リスクコミュニケーション手法の向上や人材育成の今後の検討の方向性が判明した。 関係省庁間の連携 食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省との情報交換などで連携。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 平成18年度の調査結果を踏まえ、引き続き諸外国の調査、実施したリスクコミュニケーションについて消費者の視点による評価・検証を実施し、リスクコミュニケーション手法の向上を図る。 また、リスクコミュニケーションの方法と技術に精通した人材の育成など府省間の横断的な対応が必要な業務については、関係府省で可能性等につき検討し、コミュニケーション技術の全体的な向上を図る。 なお、食品安全委員会においては、19年度も引き続き「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」を実施するほか、新たに、消費者、事業者など様々な食品関係者の立場や主張を理解し、リスクコミュニケーションにおいて意見や論点を明確化し、地域において相互の意思疎通を円滑化する役割を担う「リスクコミュニケーター」を育成するための講座を実施する。 リスクコミュニケーション専門調査会において、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発や、食品安全委員会が開催した意見交換会の評価・検証について調査審議し、随時、取りまとめる。</p>

6【 リスクコミュニケーションへの消費者への参加促進】

参加対象者の関心に応じた意見交換会の開催、消費者の意見がどのように政策等へ反映されたかについての説明、情報提供の方法、関係者のリスクコミュニケーション技術の向上方策等に関して、府省連携して方針を策定する。

〔平成 18 年度に策定する。〕

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省</p>	<p>食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会において、国が実施する食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善について検討し、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を取りまとめ、平成 18 年 11 月 16 日第 168 食品安全委員会において決定され、この中で、改善の方向性として、以下が示された。</p> <p>関係者間の情報基盤の共有 意見・情報の交換の双方向性の確保 意見・情報の交換の効率の向上</p> <p>平成 18 年 12 月 14 日の第 171 回食品安全委員会において、リスクコミュニケーション専門調査会に対し、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」において、今後検討すべき内容として掲げられた以下の事項を踏まえ、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開について議論し、意見を取りまとめることについて調査審議を求めることが決定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションの検証 ・審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方 ・地方自治体との協力 ・諸外国との連携 ・食育 	<p>〔評価〕</p> <p>有効性 今後の国が食の安全に関するリスクコミュニケーションを効果的に進めるため、現時点で取組可能と考えられる改善の方向についてとりまとめられたことにより、今後の改善の方向性が明確になった。</p> <p>関係省庁間の連携 食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省との情報交換などで連携。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会において、今後は、「リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項」及び「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」により示された諸課題について、具体的な事例を設定し検討を進めることとされており、専門調査会においてリスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開について議論いただくこととしている。</p>

7【 食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進】

生産情報公表 J A S 規格の対象品目の拡大に向けた検討を行う。

〔農産物については平成 1 7 年度、一部の加工食品については平成 1 8 年度に規格を制定する。〕

7

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
農林水産省	<p>農林物資規格調査会を開催し、一部の加工食品（豆腐・こんにゃく）の生産情報公表 J A S 規格の制定について検討を行い、平成 1 8 年 1 1 月に農林物資規格調査会総会で、規格案が議決され、平成 1 9 年 3 月に規格を制定した。</p> <p>農林物資規格調査会を開催し、養殖魚の生産情報公表 J A S 規格の制定について検討を行い、平成 1 9 年 2 月に農林物資規格調査会総会で、制定を行うことが議決された。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 1 7 年 6 月に農産物の生産情報公表 J A S 規格を制定し、同年 7 月から施行。 平成 1 9 年 3 月に一部の加工食品（豆腐・こんにゃく）の生産情報公表 J A S 規格を制定し、同年 4 月から施行。 平成 1 9 年 2 月に農林物資規格調査会総会で、養殖魚の生産情報公表 J A S 規格の制定を行うことが議決された。 <p>有効性</p> <p>生産情報公表 J A S 規格の制定により、消費者が食品の生産履歴情報を入手できる仕組みが整備されることになるが、こうした規格制定による環境整備を推進することにより、消費者等への普及啓発とあいまって、より多くの消費者が生産情報公表 J A S マークの付いた食品を求めようになり、その結果、事業者も積極的に生産情報公表 J A S マークを付した食品を提供する体制が確立され、消費者が安心して食品を選択できる体制が構築されるものと考えている。</p> <p>〔監視（今後の取組）〕</p> <p>生産情報公表養殖魚の J A S 規格の制定作業を進める。</p>

8【 食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進】

牛肉については、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき、生産から流通の各段階で牛の個体情報を正確に伝達するため、個体識別番号を表示した耳標の装着、牛個体識別番号の届出、牛肉への個体識別番号の表示の検査・指導、DNA鑑定による表示内容の確認等を実施する。〔平成17年度以降継続的に実施する〕

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
農林水産省	<p>牛肉のトレーサビリティについては、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（通称：牛肉トレーサビリティ法）に基づき、生産から流通の各段階で、牛の個体情報を正確に伝達するため、各段階で牛や牛肉を取り扱う関係者に、各種の義務付けを行うことによって、トレーサビリティを実現している。</p> <p>具体的には、</p> <p>牛の飼養者などに対して、10桁の個体識別番号を表示した耳標の装着と、牛の雌雄の別、種別などの情報や、牛の出生や取引、死亡の日付情報などを届け出ることを義務付け、</p> <p>と畜業者に対して、牛のと畜の届出と、牛をと畜して得た牛肉に個体識別番号を表示し、当該牛肉の取引先についての帳簿を保管することを義務付け、</p> <p>牛肉の卸売業者や小売業者、焼肉店などの牛肉料理の専門店に対して、販売する牛肉や牛肉料理への個体識別番号等の表示や牛肉の取引についての帳簿を保管することを義務付けている。</p> <p>また、牛の飼養者などからの届出情報は、データベースに入力されて一元管理され、BSE発生時において患畜の同居牛の特定に役立てられるとともに、データベースはインターネットを通じて一般に公開されており、消費者は、牛肉に表示されている個体識別番号を入力することにより、その牛の生産履歴を確認することができるようになっている。</p> <p>このように、関係者に義務付けられた事項が適切に履行されることにより、トレーサビリティが実現されるという仕組みになっていることから、制度の信頼性を確保するためにはそのチェックが欠かせないため、農林水産省の出先機関である地方農政事務所等において、関係者に対する監視・指導活動を行うこととしている。</p> <p>平成16年12月1日に牛肉トレーサビリティ法が完全施行されたことから、平成18年度においても引き続き、関係者に対して、耳標の装着、牛個体識別情報の届出、牛肉への個体識別番号等の表示などの義務付け事項の検査・指導を実施するとともに、と畜場でと畜直後に牛1頭ごとに採取した肉片サンプルを乾燥保管しておき、小売店等から採取した牛肉サンプルについて、同一個体識別番号のものについてDNA鑑定を実施することにより、牛肉の流通過程において個体識別番号が正確に伝達されているかの確認を実施した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <p>地方農政事務所に、管理者が行う届出内容を翌日には確認できる仕組みを構築することにより、迅速な監視活動を可能とするとともに、地方農政事務所を全国各地に配置することにより、消費者等からの情報提供に基づき、機動的に監視活動が行える体制を整えている。</p> <p>有効性</p> <p>法施行後、18年度末までに、個体識別番号を表示した耳標の装着義務違反で2件が有罪、牛個体識別情報の届出義務違反で1件が有罪、牛肉への個体識別番号等の表示義務違反で12件が改善勧告となっている。個体識別番号等の表示義務違反については、事実と異なる個体識別番号等が表示されていた場合、誤表示も含めて形式上はすべて違法ということとなるが、意図的なものなど勧告に相当するものについての基準を設けており、調査結果が当該基準に抵触するものについては、すべて勧告としていることから、地方農政事務所による監視活動が有効に機能。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>今後とも、地方農政事務所による監視活動を実施。</p>

9【 食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進】

生産情報公表 JAS 規格を普及・定着させるため、消費者や事業者の理解の増進を図る。〔平成18年度〕

9

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
農林水産省	<p>生産情報公表 JAS 規格を普及・定着させるためには、事業者及び消費者双方にとってメリットのある制度であることを認識してもらう必要があることから、消費者及び事業者の理解を促進するための研修会等を開催するほか、パンフレットの作成・配布を実施し、普及啓発を行なった。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度 消費者・事業者向けの研修会を実施した他、雑誌への PR 掲載及び、パンフレット・ポスターの配布を行った。</p> <p>有効性 新たな生産情報公表 JAS 規格の制定による環境整備の推進に加え、消費者等への普及のための研修会の開催、パンフレットの作成・配布等を行なうことにより、より多くの消費者が生産情報公表 JAS マークの付いた食品を求めるようになり、その結果、事業者も積極的に生産情報公表 JAS マークを付した食品を提供する体制が確立され、消費者が安心して食品を選択できる体制が構築されるものと考えている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 生産情報公表 JAS 規格が、事業者及び消費者双方にとってメリットのあるものであることを認識してもらうことにより、その普及・定着を一層進めるため、消費者及び事業者が相互理解を深めるための交流会の開催、消費者等への普及のための研修会の開催、パンフレットの作成・配布等を行う。</p>

10【 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルール作り】

景品表示法を厳正に運用するとともに，必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。

〔平成 17 年度以降継続的に実施する。法運用の結果については毎年公表する。〕

10

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
公正取引委員会	<p>景品表示法の運用状況 平成 18 年度においては，景品表示法に基づく排除命令を 32 件，行政指導である警告を 7 件行った。主な特徴は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融，携帯電話サービス，地域ブランドなど消費者のニーズに即した重点的な法の執行。 ・ 介護サービス，小包宅配サービス，教育関連，携帯電話サービスなどサービス取引分野への積極的な法の運用。 ・ 平成 15 年法改正による 4 条 2 項（不実証広告規制）の定着。消臭やニコチン減少を標ぼうする商品に対して適用。 <p>執行体制の拡充 平成 19 年度予算において，7 名の景品表示監視官の増員。</p> <p>都道府県等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県とはブロックごとに年 2 回の連絡会議，年 1 回の全国都道府県景品表示法担当官会議，景品表示法初任者対象の研修会を開催。また，通常業務においても，審査手法や相談業務について積極的に業務連携・情報交換。 ・ 消費者団体と全国各地で懇談会を開催し，意見・情報を交換。 ・ 国民生活センターと年 2 回意見交換会を実施し，常時，情報を共有。また，違反事件処理に当たって分析試験を依頼するなど業務連携。PIO-NET に寄せられる情報を違反事件の端緒・調査に利用。 	<p>〔評価〕有効性，効率性 平成 18 年度の排除命令の件数は，過去 30 年で最高となっており，景品表示法違反行為に対して積極的・厳正に対処した。 また，排除命令等の措置と同時に，業界団体等に表示の適正化について要望が行われることもあり，業界全体における適正な表示に対する認識を高める効果が期待できるという点で，効率的であったと考えられる。</p> <p>都道府県知事による指示件数は増加傾向にあり（18 年度：18 件），景品表示法の厳正な法運用が行われていると評価できる。 国民生活センターが有する PIO-NET 情報は違反事件の端緒・調査の参考として有効に活用している。また，国民生活センターに依頼した試験結果は事件調査において有効に活用している。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 サービス分野についてより積極的に監視を行うとともに，消費者ニーズを踏まえながら，引き続き景品表示法を厳正に運用し，法運用の結果を公表する。また，必要に応じ景品表示法の執行体制の拡充を図る。</p>

最近の景品表示法違反事件処理の動向について

1 平成18年度処理件数（平成19年3月末現在）

単位：件

事 件	排除命令	警 告
表 示 事 件	32[28]	7[36]
景 品 事 件	0[0]	0[0]
合 計	32[28]	7[36]

（注） []内は平成17年度の件数。

2 最近の排除命令一覧

（1）排除命令

平成18年度の排除命令

No.	事件名	事 件 概 要	違反法条
1	平成18年 (排)第17号 (18.5.19) (株)サンマークライフクリエーション	<p>(株)サンマークライフクリエーションは、「サンマリエ」と称する会員制度による異性会員の情報提供及び紹介等のサービスの会員募集に関して、平成17年11月ころから同年12月ころまでの間、雑誌広告において、当該サービスについて、「理想の結婚はサンマリエから。」等と記載の上、</p> <p>「会員数38,015人 全国ネットワーク「明るい幸せな家庭環境づくりに奉仕する」サンマリエです。」と記載し、あたかも、当該サービスの会員数が38,015人であるかのように、</p> <p>「2005年1月から9月実績」として「・成婚者数3,478人」と記載し、当該サービスを通じて2005年1月から9月までの間に成婚した会員数を3,478人であるかのように、</p> <p>それぞれ表示していたが、実際には、当該サービスの会員の数は、20,538人であり、また、成婚者数として表示した3,478人は、会員との結婚又は婚約を理由に退会した会員947人に、当該サービスを通じて成婚したものとはいえない会員との交際を理由に退会した会員800人及び会員外の者との結婚又は婚約を理由に退会した会員約1,600人を加えることにより、当該サービスを通じて成婚したサンマリエ会員の数を誇大に表示していたものであった。</p>	第4条 第1項 第1号

2	<p>平成 18 年 (排)第 18 号 (18.5.19) (株)オーエム エムジー</p>	<p>(株)オーエムエムジーは、平成 17 年 4 月ころ以降、「オーネット」と称する会員制度による異性会員の情報提供及び紹介等のサービスの会員募集に関し、</p> <p>平成 17 年 4 月ころから同年 10 月ころまでの間、新聞広告において、「13 万人ものしあわせの声は、オーネットが選ばれる理由です。」「オーネットで成婚された方は延べ 133,076 人¹」等と記載するとともに、「 1:オーネット会員の成婚退会者数(1989 年～2004 年/会員外成婚者含む)」等と</p> <p>平成 17 年 4 月ころから同年 10 月ころまでの間、雑誌広告において、「13 万人ものしあわせの声は、オーネットが選ばれる理由です。」「成婚者数 133,076 人¹」等と記載するとともに、「 1:オーネット会員の成婚退会者数(1989 年～2004 年/会員外成婚者含む)」等と</p> <p>平成 17 年 11 月ころ以降、新聞広告及び雑誌広告において、「ハートフルサポート 担当のアドバイザーや専門のカウンセラーのサポートにより、延べ 13 万人²もの方がご成婚されています。」等と記載するとともに、「 2:オーネット会員の成婚退会者数(1989 年～2004 年/会員外成婚者含む)」等と</p> <p>それぞれ記載し、あたかも、当該サービスを通じて平成元年から平成 16 年までの間に成婚した会員の数が 133,076 人又は 13 万人であるかのように表示していたが、実際には、(株)オーエムエムジーが、当該サービスを通じて成婚した会員数として表示した 133,076 人又は 13 万人は、会員との結婚又は婚約を理由に退会した会員 65,238 人に、当該サービスを通じて成婚したものとはいえない会員外の者との結婚又は婚約を理由に退会した会員 67,838 人を加えることにより、当該サービスを通じて成婚した会員の数を誇大に表示しているものであった。</p>	<p>第 4 条 第 1 項 第 1 号</p>
---	---	---	----------------------------------

3	<p>平成 18 年 (排)第 19 号 (18.5.24) 株代々木ラ イブ・アニメ イション</p>	<p>(株)代々木ライブ・アニメーションは、同社が経営する「代々木アニメーション学院」と称する教育施設が提供する役務の取引に関し、平成 16 年 4 月ころ発行の募集要項において、「学費大幅値下げ」、「声優タレント科 学費合計 59 万円」、「その他の一般学科 学費合計 65 万円」と記載の上、「学費返還制度導入」、「ご入学をとりやめた場合でも、ご納付の学費は返還されます。」と</p> <p>平成 17 年 8 月 25 日ころ発売の「月刊ホビー・ジャパン」において、「低学費・高品位教育」と記載するとともに、全国各地に設置する代々木アニメーション学院ごとの学費を記載（例えば、代々木アニメーション学院の東京本部校については「声優科 59 万円 その他の科 65 万円」と記載）の上、「学費よみがえり制度」、「安心出願・・・と大好評!」、「入学取りやめの方に、納付学費が返還となります!」と</p> <p>平成 16 年 12 月 15 日ころ発売の「季刊エス」において、「学費大幅値下げ 声優タレント科 59 万円 その他の学科 65 万円」と記載の上、「学費の返還制度、好評」、「ご入学取り止めの方に、納付学費をお返しします。」と</p> <p>平成 17 年 1 月 15 日ころ発売の「専門学校各種学校案内 2006 年度用」において、「来年も学費の大幅値下げを続行します! 声優タレント科 59 万円、その他の学科 65 万円で学べます」と記載の上、「学費の返還制度、好評」、「ご入学取り止めの方に、納付学費をお返しします。」と</p> <p>平成 17 年 1 月 20 日ころ発売の「全国専修学校各種学校スクールガイド 2006 年版」において、「来年も学費の大幅値下げを続行します! 声優タレント科 59 万円 その他の学科 65 万円」と記載の上、「学費の返還制度、好評」、「ご入学取り止めの方に、納付学費をお返しします。」と</p> <p>それぞれ記載することにより、あたかも、学費を納付し入学前に入学を取りやめた者（以下「入学辞退者」という。）に対し、納付した学費のすべてを返還するかのように表示していたが、実際には、平成 17 年 10 月までの間の入学期の入学辞退者に対しては、納付した学費のうち、入学手続金及び入学金並びに授業料及び設備費の一部は返還しないこととしており、同学費の 3 割強に相当する金額を返還しないものであった。</p>	<p>第 4 条 第 1 項 第 2 号</p>
4	<p>平成 18 年 (排)第 20 号 (18.6.15) 株朝日パル</p>	<p>(株)朝日パルは、「日本海から産地直送 かに料理 ズワイガニ」と称するズワイガニを詰め合わせた商品を一般消費者に販売するに当たり、当該商品のズワイガニについて、平成 17 年 11 月 20 日ころから平成 18 年 1 月 7 日までの間、新聞広告及び同社が運営する「朝日友の会」と称する会員組織の会員に配布したチラシ等において、「日本海から産地直送 かに料理 ズワイガニ」と記載した上で、「日本海で水揚げされた冬の味覚の代表格、ズワイガニ。おいしさを保つため獲れたてを急速冷凍した根強い人気商品です。」、「釜ゆでかに豪快に丸ごと」、「城崎直送」、「山陰・城崎の卸元から直送します。」等と記載し、あたかも、当該商品のズワイガニは、日本海において漁獲されて兵庫県豊岡市に所在する城崎温泉近辺の日本海沿岸の港において水揚げされ、城崎温泉近辺において冷凍され又は釜ゆで後に冷凍されたものであるかのように表示していたが、実際には、カナダ又はロシアにおいて漁獲されて水揚げされ、冷凍され又は釜ゆで後に冷凍されたものであり、また、カナダ又はロシアから東京港、大阪港等に輸送されて我が国に輸入され、城崎温泉まで陸送されたものが、一般消費者に配送されるものであった。</p>	<p>第 4 条 第 1 項 第 1 号 及び 第 3 号</p>

5	平成 18 年 (排)第 21 号 (18.6.19) (株)丸井今井	<p>(株)丸井今井は、平成 17 年 11 月 23 日から同年 12 月 25 日までの間、同社の札幌本店及び旭川店に設置したギフトセンターにおいて歳暮用の商品を販売するに当たり、6 品目の牛肉の詰め合わせ商品(以下、「6 品目の歳暮商品」という。)について、これらの商品に梱包される牛肉の重量を明示せずに、ろう製の牛肉の模型が詰められた商品見本又は牛肉の写真を発泡スチロール製の容器の表面に貼付した商品見本を陳列し、当該商品見本と同一視野に掲示した「ご注文カード」の「梱包重量」欄に一定の重量を記載することにより、あたかも、6 品目の歳暮商品は、「ご注文カード」の「梱包重量」欄記載の重量から当該商品の容器の重量を差し引いた重量に相当する量の牛肉が詰められた商品であるかのように表示していたが、実際には、これら 6 品目の歳暮商品には、牛肉のほかに、当該商品見本からは認識することができないソース又は割り下及び蓄冷剤が詰められており、それぞれの牛肉の重量は、「ご注文カード」の「梱包重量」欄記載の重量の 40.0%から 60.0%に相当する量にすぎないものであった。</p>	第 4 条 第 1 項 第 2 号
6	平成 18 年 (排)第 22 号 (18.7.13) (株)やずや	<p>(株)やずやは、「熟成やずやの香醋」と称するカプセル状の食品(以下、「やずやの香醋」という。)を一般消費者に販売するに当たり、平成 18 年 1 月 18 日に一般消費者に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「中国の「香醋」には、日本の一般的な米酢の約 10 倍ものアミノ酸が含まれています。」「私たちが健康を維持していくためには、このアミノ酸をバランス良くとることが大切だといわれています。」「高温で水分を飛ばし、栄養成分だけを残しました。」と記載した上で、</p> <p>「『熟成やずやの香醋』は、この香醋を約 20 倍に濃縮して、飲みやすいカプセルにしています」と</p> <p>「カプセルだから飲みやすい。約 8cc の香醋を 2 球のカプセルに詰めました。」と</p> <p>それぞれ記載することにより、あたかも、やずやの香醋は、香ずに含まれるアミノ酸の量を保持したまま約 20 倍に濃縮した香ずをカプセルに詰めたものであるかのように、また、やずやの香醋 2 粒分のカプセルには、香ずに含まれるアミノ酸の量を保持したまま約 8cc に相当する香ずが詰められているかのように表示していたが、実際には、やずやの香醋のカプセルに詰められている香ずパウダー(香ずを粉末にしたもの。以下同じ。)に含まれるアミノ酸の重量は、香ずパウダーの約 20 倍の重量に相当する香ずに含まれるアミノ酸の重量の 5 分の 1 程度であり、やずやの香醋は、香ずに含まれるアミノ酸の量を保持したまま約 20 倍に濃縮した香ずをカプセルに詰めたものではなく、また、やずやの香醋 2 粒分のカプセルに詰められている香ずパウダーは、約 8cc に相当する香ずを粉末にしたものではあるものの、当該香ずパウダーに含まれるアミノ酸の重量は、約 1.6cc に相当する香ずに含まれるアミノ酸の重量にすぎないものであり、香ずに含まれるアミノ酸の量を保持したまま約 8cc に相当する香ずが詰められているものではなかった。</p>	第 4 条 第 1 項 第 1 号
7	平成 18 年 (排)第 23 号 (18.10.18) (株)アイビー	<p>(株)アイビーは、平成 18 年 7 月 20 日、北大阪オートと称する展示場に展示した中古二輪自動車 17 台及びアトムと称する展示場に展示した中古二輪自動車 15 台の計 32 台について、一般消費者に販売するに当たり、それぞれ、走行距離計を巻き戻し、又は走行距離計を走行距離数のより少ないものに交換することにより、走行距離数を過少に表示し、また、前記 32 台の中古二輪自動車のうち 24 台について、「GooBike 関西版」平成 18 年 6 月号、同年 7 月号又は同年 8 月号において、走行距離数を過少に表示していた。</p>	第 4 条 第 1 項 第 1 号

8	平成 18 年 (排)第 24 号 (18.10.19) (株)ピタクール ジャパン	<p>(株)ピタクールジャパンは、「ピタクール」と称する商品の取引に関し、遅くとも平成 15 年 12 月ころ以降、当該商品の包装紙において、また、平成 17 年 3 月ころから平成 18 年 2 月ころまでの間インターネット上に開設した同社のホームページに掲載した広告において、ピタクールをたばこの先端に付着させ喫煙すれば、</p> <p>喫煙者が体内に吸い込むたばこの煙について、その煙に含まれるニコチンがビタミンに変化することによりニコチンが減少し、タールが還元作用によって減少し、又は体内のビタミン C の破壊を抑制する</p> <p>当該たばこの点火部から立ち昇るたばこの煙について、その煙に含まれるニコチン及びタールが減少することにより、喫煙による害が軽減されるかのように表示していたが、当委員会が(株)ピタクールジャパンに対し上記表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、期限内に当該表示の裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p>	第 4 条 第 1 項 第 1 号 (第 4 条 第 2 項 適用)
9	平成 18 年 (排)第 25 号 (18.10.19) ミュウ(株)	<p>ミュウ(株)は、「ピタクール」と称する商品の取引に関し、遅くとも平成 16 年 12 月ころから平成 18 年 2 月ころまでの間当該商品の包装箱において、また、平成 17 年 2 月ころから平成 18 年 2 月ころまでの間インターネット上に開設した同社のホームページに掲載した広告において、ピタクールをたばこの先端に付着させ喫煙すれば、</p> <p>喫煙者が体内に吸い込むたばこの煙について、その煙に含まれるニコチンがビタミンに変化することによりニコチンが減少し、又は体内のビタミン C の破壊を抑制する</p> <p>当該たばこの点火部から立ち昇るたばこの煙について、その煙に含まれるニコチン及びタールが減少することにより、喫煙による害が軽減されるかのように表示していたが、当委員会がミュウ(株)に対し上記表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、期限内に当該表示の裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p>	第 4 条 第 1 項 第 1 号 (第 4 条 第 2 項 適用)
10	平成 18 年 (排)第 26 号 (18.10.19) (株)オーシロ	<p>(株)オーシロは、「タバクール」と称する商品の取引に関し、遅くとも平成 15 年 12 月ころ以降、当該商品の包装紙において、タバクールをたばこの先端に付着させ喫煙すれば、たばこの煙に含まれるニコチンがビタミンに変化することによりニコチンが減少し、喫煙による害がなくなるかのように表示していたが、当委員会が(株)オーシロに対し上記表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、期限内に当該表示の裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p>	第 4 条 第 1 項 第 1 号 (第 4 条 第 2 項 適用)
11	平成 18 年 (排)第 27 号 (18.11.13) 学校法人西 日本松永学 園	<p>学校法人西日本松永学園は、福岡お茶の水専門学校の生徒募集に関し、一般消費者に配布したパンフレット等において、平成 16 年度の社会福祉士試験に合格した者の出身短期大学、専修学校及び各種学校(以下、「出身福祉系短大等」という。)別にみた合格者数の順位について、あたかも、福岡お茶の水専門学校が、全国に所在する出身福祉系短大等中第 2 位、また、近畿地方以西の西日本地区に所在する出身福祉系短大等中第 1 位であるかのように表示していたが、実際には、全国に所在する出身福祉系短大等中第 8 位、また、近畿地方以西の西日本地区に所在する出身福祉系短大等中第 3 位であった。</p>	第 4 条 第 1 項 第 1 号

12	平成 18 年 (排)第 28 号 (18.11.14) (株)大機	<p>(株)大機は、「COMSQUID BLOCK DHT」と称する食品を一般消費者に販売するに当たり、平成 14 年 9 月以降平成 18 年 7 月までの間 自社ホームページにおいて、「大豆イソフラボン」女性ホルモン「エストロゲン」に似たはたらきを持つことで広く知られる成分。女性らしいボディラインや髪や肌をツヤツヤにしてくれるなどの美容効果が期待できる成分です。」と大豆イソフラボンの有効性を記載の上、「主成分含有量 3 粒あたり」と記載し、「大豆イソフラボン……90mg」と 商品ラベルにおいて、「主成分含有量 3 粒あたり」と記載の上、「大豆イソフラボン……90mg」と それぞれ記載することにより、あたかも当該食品 3 粒分に含まれる大豆イソフラボンの量が 90 ミリグラムであるかのように表示していたが、実際には、当該食品 3 粒中に含まれる大豆イソフラボンの量は、約 18 ミリグラムにすぎないものであった。</p>	第 4 条 第 1 項 第 1 号
13	平成 18 年 (排)第 29 号 (18.11.14) (株)エープライム	<p>(株)エープライムは、「LIFE STYLE 天然・オイスターシェル カルシウム プラス 大豆イソフラボン」と称する食品を一般消費者に販売するに当たり、平成 17 年 11 月以降平成 18 年 6 月までの間 自社ホームページにおいて、「イソフラボンは大豆が発芽する部分「胚芽」に含まれる植物性ポリフェノールの一つで、女性に美しい肌をもたらしてくれたり、骨からカルシウムが溶け出すのを防いでくれたりします。特に更年期障害に悩む女性にとっては重要な栄養素の一つです。」と大豆イソフラボンの有効性を記載の上、「一日当たりの標準摂取量 1 粒」と記載し、「大豆イソフラボン」の「標準量当たりの数値」について「25mg」と 商品ラベルにおいて、「内容成分(1錠中)」と記載の上、「大豆イソフラボン 25mg」と それぞれ記載することにより、あたかも当該食品 1 粒分に含まれる大豆イソフラボンの量が 25 ミリグラムであるかのように表示していたが、実際には、当該食品 1 粒中に含まれる大豆イソフラボンの量は、約 0.025 ミリグラムにすぎないものであった。</p>	第 4 条 第 1 項 第 1 号
14	平成 18 年 (排)第 30 号 (18.12.13) (有)ティー・アンド・エフ	<p>(有)ティー・アンド・エフは、「濃縮ベリーベリー・ルテイン」と称する食品を一般消費者に販売するに当たり、平成 17 年 3 月ころから平成 18 年 6 月ころまでの間、当該食品の包装箱において、「アントシアニン豊富な北欧産ブルーベリーを配合(3 粒中 555mg アントシアニン 36%)」等と記載することにより、あたかも当該食品 3 粒分に含まれるブルーベリーエキス(555 ミリグラム)の 36 パーセントに相当する量のアントシアニンが含まれているかのように表示していたが、実際には、当該食品 3 粒分に含まれるアントシアニンの量は、当該食品 3 粒分に含まれるブルーベリーエキスの 1 パーセント程度にすぎないものであった。</p>	第 4 条 第 1 項 第 1 号
15	平成 18 年 (排)第 31 号 (18.12.13) (株)ウインズインターナショナル	<p>(株)ウインズインターナショナルは、「特濃ベリーベリー・ルテイン」と称する食品を一般消費者に販売するに当たり、平成 17 年 6 月ころから平成 18 年 4 月ころまでの間、当該食品の包装袋において、また、平成 18 年 3 月ころ 通信販売用カタログにおいて、「1 粒あたりに何と！アントシアニン 36%含有の北欧産ブルーベリーを 185mg 配合！」等と記載することにより、あたかも当該食品 1 粒分に含まれるブルーベリーエキス(185 ミリグラム)の 36 パーセントに相当する量のアントシアニンが含まれているかのように表示していたが、当該食品 1 粒分に含まれるアントシアニンの量は、当該食品 1 粒分に含まれるブルーベリーエキスの 1 パーセント程度にすぎないものであった。</p>	第 4 条 第 1 項 第 1 号

16	平成 18 年 (排)第 32 号 (18.12.13) (株)メディカルコスメティクスジャパン	(株)メディカルコスメティクスジャパンは、「ロイヤル・ルイズ・ルテイン」と称する食品を一般消費者に販売するに当たり、平成 17 年 4 月ころから平成 18 年 4 月ころまでの間、当該食品の包装袋において、また、平成 17 年 4 月ころ、ダイレクトメールにおいて、また、平成 17 年 10 月ころ、チラシにおいて、「北欧産 野生種ビルベリー 180mg (アントシアニン 36%)」等と記載することにより、あたかも当該食品 1 粒分に含まれるビルベリーエキス(注)(180 ミリグラム)の 36 パーセントに相当する量のアントシアニンが含まれているかのように表示していたが、当該食品 1 粒分に含まれるアントシアニンの量は、当該食品 1 粒分に含まれるブルーベリーエキスの 1 パーセント程度にすぎないものであった。 (注)実際に使用している原料はブルーベリーエキス	第 4 条 第 1 項 第 1 号
17	平成 18 年 (排)第 33 号 (18.12.14) (有)湯本物産	(有)湯本物産は、「天然湯の花(220 グラム入り)」、「草津温泉湯の花(300 グラム入り)」及び「天然湯畑の花(230 グラム入り)」と称する入浴剤を一般消費者に販売するに当たり、例えば「天然湯の花(220 グラム入り)」について、昭和 63 年 3 月ころから平成 18 年 8 月ころまでの間、当該商品の包装袋の前面において、「草津温泉 天然 湯の花 純度 100%」と、また、当該商品の裏面において、「この湯の花は源泉から採集された天然湯の花です。小さじ一〜二杯の湯の花を風呂に入れますと家庭で温泉気分が満喫できます。」と記載することにより、あたかも、これらの商品の原材料として草津温泉で採集された湯の花を用いているかのように表示していたが、実際には、原材料として草津温泉で採集された湯の花は用いられておらず、原油から生産された硫黄又は当該硫黄に炭酸カルシウムを混ぜたものが用いられているものであった。	第 4 条 第 1 項 第 1 号
18	平成 18 年 (排)第 34 号 (18.12.14) (株)ホテル一井	(株)ホテル一井は、「天然湯畑の花(220 グラム入り)」と称する入浴剤を一般消費者に販売するに当たり、平成 13 年 9 月ころから平成 18 年 8 月ころまでの間、当該商品の包装袋の前面において、「草津温泉ホテル一井 天然湯の花 純度 100%」と、また、当該商品の包装袋の裏面において、「この湯の花は源泉から採集された天然湯の花です。小さじ一〜二杯の湯の花を風呂に入れますと家庭で温泉気分が満喫できます。」と記載することにより、あたかも、当該商品の原材料として草津温泉で採集された湯の花を用いているかのように表示していたが、実際には、原材料として草津温泉で採集された湯の花は用いられておらず、原油から生産された硫黄に炭酸カルシウムを混ぜたものが用いられているものであった。	第 4 条 第 1 項 第 1 号
19	平成 18 年 (排)第 35 号 (18.12.14) (株)笹乃屋	(株)笹乃屋は、「草津温泉湯の花(300 グラム入り)」、「草津温泉湯の花(20 グラム 5 袋入り)」、「草津温泉湯の花(20 グラム 6 袋入り)」と称する入浴剤を一般消費者に販売するに当たり、例えば「草津温泉湯の花(300 グラム入り)」について、平成 6 年 9 月ころから平成 18 年 8 月ころまでの間、当該商品の包装袋の前面において、「天下の名湯 草津温泉 湯の花」と、また、当該商品の包装袋の裏面において、「草津温泉 湯の花」及び「本品をティースプーン 1〜2 杯(浴槽の大きさによって増減してください。)を入れ良くかきまぜていただきますと草津温泉同様の気分が味わえます。」と記載することにより、あたかも、これらの商品の原材料として草津温泉で採集された湯の花を用いているかのように表示していたが、実際には、原材料として草津温泉で採集された湯の花は用いられておらず、原油から生産された硫黄が用いられているものであった。	第 4 条 第 1 項 第 1 号

20	平成 18 年 (排)第 36 号 (18.12.14) (有)さつき物産	(有)さつき物産は、「草津温泉湯の花(300 グラム入り)」と称する入浴剤を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成 14 年 2 月ころ以降、当該商品の包装袋の前面において、「天下の名湯 草津温泉湯の花」と記載することにより、あたかも、当該商品の原材料として草津温泉で採集された湯の花を用いているかのように表示していたが、実際には、原材料として草津温泉で採集された湯の花は用いられておらず、原油から生産された硫黄に炭酸カルシウムを混ぜたものが用いられているものであった。	第 4 条 第 1 項 第 1 号
21	平成 19 年 (排)第 1 号 (19.1.25) 日本郵政公社	日本郵政公社は、「ゆうパック」と称する一般小包郵便物の配達の仕事について、平成 17 年 11 月ころ以降、北海道内の郵便局、北海道内においてゆうパックの引受業務を委託しているコンビニエンスストアの店頭等で、それぞれ、一般消費者に配布したリーフレットにおいて、例えば、1 面に「北海道版」と記載した上、「ゆうパックは、翌日配達!!」、「人口カバー率 84.5%」、「明日届けたい!」に込めます。広いエリアへ翌日配達。もっと、あなたに!」と記載することにより、あたかも、北海道内で引き受けたゆうパックが、全国の大部分の地域に引受けの翌日に配達できるかのように表示していたが、実際には、「人口カバー率」とは同社が正午ころから午後 6 時ころまでの間に引き受けたゆうパックを引受けの翌日に配達できる地域の人口を全国の人口で除した割合であるところ、「84.5%」とは「人口カバー率」の全国の平均値であり、北海道内で引き受けた場合の「人口カバー率」は 8 パーセント程度にすぎず、北海道内で引き受けたゆうパックを翌日に配達できる地域はごくわずかな地域に限られるものであった。	第 4 条 第 1 項 第 1 号
22	平成 19 年 (排)第 2 号 (19.1.26) (株)受験 V アカデミー	(株)受験 V アカデミーは、同社が経営する「ena-TOPn(エナトップエヌ)」と称する学習塾の受講生募集に関し、平成 17 年 12 月 5 日に一般消費者に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「2005 年度合格実績(感動教育の成果です。)」と記載の上、「高校受験 修猷館・筑紫丘・福岡 トップ校 95 名」、「筑紫・春日・城南・新宮・香住丘・福岡中央・宗像 上位校 387 名」と記載することにより、あたかも、平成 17 年 3 月に実施された福岡県立高校の入学試験において、エナトップエヌが行う講習を受けたことのある者のうち、95 名が修猷館高等学校、筑紫丘高等学校又は福岡高等学校の 3 校のいずれかに、また、387 名が筑紫高等学校、春日高等学校、城南高等学校、新宮高等学校、香住丘高等学校、福岡中央高等学校又は宗像高等学校の 7 校のいずれかに、それぞれ合格したかのように表示していたが、実際には、エナトップエヌの講習を受けたことのある者は、前記 3 校の合格者の中で 52 名、また、前記 7 校の合格者の中で 167 名にすぎなかった。	第 4 条 第 1 項 第 1 号
23	平成 19 年 (排)第 3 号 (19.2.1) コラムジャパン(株)	コラムジャパン(株)は、「スメルキラー」と称する商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「スメルキラー・クラシックセット」と称する商品(直径約 5 センチメートルの円盤状のステンレス塊及び当該ステンレス塊と水を入れるための受け皿がセットになったもの。)について、平成 17 年 8 月以降、当該商品の包装箱において、「水と空気ですみ消臭します。」、「16 m ² (約 8 畳)の空気を消臭!」等と記載することにより、あたかも、当該商品は、水と空気に接触することによって消臭効果を有するかのように表示していたが、当委員会がコラムジャパン(株)に対し上記表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、期限内に当該表示の裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。	第 4 条 第 1 項 第 1 号 (第 4 条 第 2 項 適用)

24	平成 19 年 (排)第 4 号 (19.2.1) ジュピター ショッピング チャンネル(株)	<p>ジュピターショッピングチャンネル(株)は、「スメルキラー」と称する商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「スメルキラージロポップ 2 個迎春セット」、「スメルキラー 2 個セット<小>」及び「スメルキラー<大>専用トレー付特別セット」と称する商品について、平成 18 年 1 月 4 日、「ショッピングチャンネル」と称するテレビショッピング広告において、「水だけで臭いを分解 スメルキラージロポップ 2 個迎春セット」、「水だけで臭いを分解 スメルキラー 2 個セット<小>」、「水だけで臭いを分解 スメルキラー<大>専用トレー付特別セット」等の文字、「スメルキラー自体がにおいを劇的に、あっという間にこれは消しててくれます」等の音声、スメルキラージロポップ 2 個迎春セット等のステンレス部分が水と空気に接触することによって「臭いの構造」を「分解」して「原子」にすることを示す「ステンレスと水と空気の触媒作用」と題する図解の映像を放送することにより、あたかも、当該商品は、水と空気に接触することによって消臭効果を有するかのように表示していたが、当委員会がジュピターショッピングチャンネル(株)に対し上記表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、期限内に当該表示の裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p>	第 4 条 第 1 項 第 1 号 (第 4 条 第 2 項 適用)
25	平成 19 年 (排)第 5 号 (19.2.8) (株)原弘産	<p>(株)原弘産は、同社が営む「シニアウエルス下関」の入居者募集に関し、平成 17 年 6 月から平成 18 年 6 月までの間、パンフレットにおいて、以下の表示を行っていた。</p> <p>あたかも、シニアウエルス下関に、例えば、看護師を常時 24 時間配置するかのように表示していたが、実際には、平成 17 年 6 月から平成 18 年 6 月までの間、看護師を昼夜を問わず全く配置していなかった。(第 4 条第 1 項第 1 号)</p> <p>あたかも、シニアウエルス下関の入居者に対する健康診断をシニアウエルス下関自身が定期的実施するかのように表示していたが、実際には、遅くとも平成 16 年 10 月ころ以降、シニアウエルス下関自身は、入居者に対する定期健康診断を実施していなかった。(第 4 条第 1 項第 1 号)</p> <p>シニアウエルス下関と医療機関との協力関係について、「健康相談・健康診断などは、「シニアウエルスシリーズ」にほど近い提携病院が行います。」と記載していたが、シニアウエルス下関と協力関係にある医療機関について、その名称及び診療科目等の協力の内容を明瞭に記載していなかった。(有料老人ホーム告示第 7 号)</p> <p>シニアウエルス下関の入居者に提供する介護サービスについて、「看護師、介護福祉士、ホームヘルパーなど常駐。」、「万一寝たきりになられた場合も、必要なサービスを受けることができる住宅です。」等と記載していたが、シニアウエルス下関の入居者に対する介護サービスは、原弘産がシニアウエルス下関とは別に経営している訪問介護事業所が提供しているところ、シニアウエルス下関自身が当該介護サービスを提供するものでないにもかかわらず、そのことを明りように記載していなかった。(有料老人ホーム告示第 8 項)</p>	第 4 条 第 1 項 第 1 号 及び 第 3 号

26	<p>平成 19 年 (排)第 6 号 (19.2.8) (株)ディア・レ スト三次</p>	<p>(株)ディア・レスト三次は、同社が営む「ケアホームディア・レスト三次」の入居者募集に関し、パンフレット等において、以下の表示を行っていた。</p> <p>平成 17 年 4 月から平成 18 年 9 月までの間、ケアホームディア・レスト三次の建物外観のイラスト図又は写真を掲載していたが、ケアホームディア・レスト三次の土地は、同社が所有していないにもかかわらず、そのことを明りように記載していなかった。(有料老人ホーム告示第 1 項)</p> <p>平成 17 年 4 月から平成 18 年 7 月までの間、ケアホームディア・レスト三次と医療機関との協力関係について、あたかも、ケアホームディア・レスト三次の入居者に対し、協力関係にある 4 医療機関の医師が定期的な往診を実施し、また、当該 4 医療機関と 24 時間の協力関係があるかのように表示していたが、ケアホームディア・レスト三次の「協力医療機関」と表示されている 4 医療機関のうち、2 医療機関とは医師が定期的な往診を実施する協力関係がなく、さらに、当該 2 医療機関のうち、1 医療機関とは 24 時間の協力関係がないことから、記載されている内容は事実と異なるものであり、医療機関との協力の内容を明りように記載していなかった。(有料老人ホーム告示第 7 項)</p> <p>平成 18 年 2 月から平成 18 年 4 月までの間、ケアホームディア・レスト三次の夜間における最少の介護職員の数について、あたかも、夜間における最少の介護職員の数が 16 人又は 13 人であるかのように表示していたが、ケアホームディア・レスト三次の夜間における最少の介護職員の数は 2 人であることから、記載されている内容は事実と異なるものであり、有料老人ホームの夜間における最少の介護職員の数を明りように記載していなかった。(有料老人ホーム告示第 10 項第 3 号)</p>	<p>第 4 条 第 1 項 第 3 号</p>
----	--	---	----------------------------------

27	<p>平成 19 年 (排)第 7 号 (19.2.8) 株ハピネライ イケア</p>	<p>(株)ハピネライフケアは、同社が営む「有料老人ホーム高砂苑」の入居者募集に関し、遅くとも平成 16 年 10 月から平成 18 年 10 月までの間、パンフレット等において、以下の表示を行っていた。</p> <p>例えば、あたかも、高砂苑に常時、看護師を 24 時間配置するかのように表示していたが、実際には、平成 17 年 9 月 16 日から平成 18 年 10 月ころまでの 1 年を超える期間において、看護師は夜間勤務を行っておらず、看護師が高砂苑に 24 時間常駐していた日は皆無（0 日）であり、平成 16 年 9 月 16 日から平成 17 年 9 月 15 日までの 1 年間に於いては、看護師が夜間勤務を行い高砂苑に 24 時間常駐していた日は 120 日程度であった。（第 4 条第 1 項第 1 号）</p> <p>「介護付き終身利用型」と称する利用形態の居室の入居に係る費用について、あたかも、高砂苑の入居者は、入居時に、コース別に定められた入居金を一時金として支払い、かつ、パンフレット及びホームページに記載された家賃、管理費等の金額を毎月支払うことにより、専用居室、共用施設、その他サービスを生涯利用することができるかのように表示していたが、実際には、パンフレット及びホームページに記載された、高砂苑の入居者が毎月支払う家賃、管理費等の額は、入居後 110 か月目までのものであって、入居後 111 か月目以降は、パンフレット及びホームページに記載された額よりも高い額の家賃、管理費等を支払わなければ、専用居室、共用施設、その他サービスを生涯利用することができないものであった。（第 4 条第 1 項第 2 号）</p> <p>高砂苑と医療機関との協力関係について、「万一の際も、24 時間体制で迅速に対応し、提携・協力病院で治療を受けていただきます。」等と記載していたが、高砂苑と協力関係にある医療機関について、その名称及び診療科目等協力の内容を明りょうに記載していなかった。（有料老人ホーム告示第 7 項）</p>	<p>第 4 条 第 1 項 第 1 号、 第 2 号 及び 第 3 項</p>
28	<p>平成 19 年 (排)第 8 号 (19.2.22) 株コジマ身 長伸ばしセ ンター</p>	<p>(株)コジマ身長伸ばしセンター（旧社名：株ケイピーシー、平成 19 年 1 月 10 日商号変更）は、「足延長術」及び「小顔整形術」と称する役務の提供に当たり、平成 18 年 2 月から同年 5 月までの間、新聞折り込みチラシにおいて、</p> <p>足延長術について、「コジマ式ローリングストレッチャー」と称する装置を用いることにより、脚部の骨を伸ばして身長を伸ばすかのように</p> <p>小顔整形術について、頭部の骨と骨の隙間を整えることにより、元の大きさに戻らない均整のとれた小顔にするかのように</p> <p>それぞれ表示していたが、当委員会が株コジマ身長伸ばしセンターに対し上記表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、期限内に当該表示の裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p>	<p>第 4 条 第 1 項 第 1 号 (第 4 条 2 項適 用)</p>

29	平成 19 年 (排)第 9 号 (19.3.22) (株)フェリシ モ	<p>(株)フェリシモは、一般消費者に配布した通信販売用カタログに掲載した広告において、「f.e.a.information 塩素系樹脂の使用をやめて安全性を高めました ポリ塩化ビニルなどの塩素系樹脂は、ごみとして焼却されるときにダイオキシンなどの有害物質を発生する原因となる可能性があります。また素材に含まれる可塑剤などの添加物質には、環境ホルモン（内分泌攪乱）作用の疑いも指摘されています。フェリシモでは商品の安全性を考慮し、ポリ塩化ビニルなどの塩素系樹脂素材の代替を推進しています。」等と記載の上、例えば、バッグのセット商品について、「f.e.a.商品 / 安全性を考え、防水コーティングバッグとポーチに塩素系樹脂を使っていません。」と記載することにより、あたかも、当該商品のコーティング又は素材に、環境や安全に配慮して塩素系樹脂を使用していないかのように表示していたが、実際には、当該商品のコーティング又は素材に、塩素系樹脂を使用しているものであった。</p>	第 4 条 第 1 項 第 1 号
30	平成 19 年 (排)第 10 号 (19.3.26) (株)ろすまり ん	<p>(株)ろすまりんは、平成 15 年 1 月ころから平成 18 年 10 月ころまでの間、</p> <p>「りんごの森のチョコレート」と称する商品を一般消費者に販売するに当たり、当該包装箱の表面に、りんごの果実の写真を掲載するとともに、「大地の恵みで真っ赤に育った天然果汁が美味しいりんごのチョコレートです」等と</p> <p>「ブルーベリー畑のチョコレート」と称する商品を一般消費者に販売するに当たり、当該包装箱の表面に、ブルーベリーの果実の写真を掲載するとともに、「大地の恵みで豊かに実った天然果汁が美味しいブルーベリーのチョコレートです」等と</p> <p>それぞれ記載することにより、あたかも、原材料として、りんご又はブルーベリーの果肉若しくは果汁を使用しているかのように表示していたが、実際には、香料を使用しているにすぎず、果肉又は果汁を全く使用していないものであった。</p>	第 4 条 第 1 項 第 1 号
31	平成 19 年 (排)第 11 号 (19.3.28) (株)新生銀行	<p>(株)新生銀行は、3 年を満期とする「パワード定期プラス」と称する定期預金の取引について、平成 18 年 8 月 16 日ころから同年 10 月 26 日ころまでの間、同社の店舗で一般消費者に配布したチラシにおいて、「パワード定期プラス(特約設定レート後決めタイプ)」、「円・米ドルタイプ <u>3年もの</u> 金利 年 3.19%(税引後 年 2.552%)」、「上記の例における特約設定レートは「基準レート = 116.40 円」です。2006 年 8 月 14 日現在の条件に基づいた金利であり、市場動向により異なります。」と記載することにより、あたかも、当該預金については、例えば、年 3.19%(税引前)という一つの金利のみが適用されるかのように表示していたが、実際には、上記の年 3.19%(税引前)の金利は、特約設定レートが基準レートのときにのみ適用されるものであって、この場合において他の特約設定レートのときに適用される金利は、5 円引レートのときにあっては年 2.14%(税引前)、7.5 円引レートのときにあっては年 1.72%(税引前)、10 円引レートのときにあっては年 1.31%(税引前)であり、いずれも、表示された金利より低い金利が適用されるものであった。</p>	第 4 条 第 1 項 第 2 号

32	平成 19 年 (排)第 12 号 (19.3.30) タマホーム (株)	タマホーム(株)は、注文住宅の建築請負の役務について、例えば、平成 18 年 10 月 9 日から同年 12 月 7 日までの間放送したテレビコマーシャルにおいて、「注文住宅着工棟数 2 年連続日本一」との白ぬきの大きな文字及び「2004・2005 年度注文住宅地域ビルダーランキング(着工)第 1 位(株)住宅産業研究所調べ」との小さな文字を放送し、あたかも、平成 16 年度及び平成 17 年度の 2 年間に於いて連続してタマホームの注文住宅着工棟数に係る順位が我が国で第 1 位であるかのように表示していたが、実際には、上記 2 年間に於けるタマホームの注文住宅着工棟数に係る順位は、営業地域が限定された住宅建築業者の中で第 1 位であるにすぎないものであり、全国を営業地域とする住宅建築業者を含めた我が国に所在するすべての住宅建築業者の中で第 1 位であるとの事実はなかった。	第 4 条 第 1 項 第 1 号
----	---	--	-------------------------

(2) 警告

No.	事 件 概 要	関係法条
1	<p>【冷蔵庫用脱臭炭の使用期間に係る不当表示】</p> <p>エステー化学(株)は、同社商品「脱臭炭冷蔵庫用」及び「脱臭炭冷蔵庫用大型」を取引先販売業者を通じて一般消費者に販売するに当たり、平成12年4月1日から平成18年6月までの間、「脱臭炭冷蔵庫用」の包装袋に、「使用期間 通常約5~6ヵ月(環境により異なります。)」と平成12年9月25日から平成18年6月までの間、「脱臭炭冷蔵庫用大型」の包装袋に、「使用期間 通常5~6ヵ月(環境により異なります。)」とそれぞれ記載することにより、あたかも、当該商品の使用期間が約5~6ヵ月であるかのように表示していたが、実際には、使用する冷蔵庫の機種によっては、約2ヶ月程度で当該商品の内容物の蒸散が完了し、脱臭効力が無くなる場合もあった。</p> <p>(平成18年6月9日)</p>	第4条 第1項 第1号
2	<p>【住宅ローンの金利に係る不当表示】</p> <p>㈱みずほ銀行は、固定金利方式による住宅ローンの取引に当たり、平成18年3月1日から同年3月31日までの間に、同社の全国の店舗において一般消費者に配布した2種類の店頭チラシにおいて、あたかも、平成18年3月1日から同年3月31日までの間に申込みをし、同年6月30日までに借入れをすれば、当該店頭チラシに記載されたとおりの金利が適用されるかのように表示していたが、実際には、3月31日までに申し込んだとしても、借入れが4月以降になれば表示とおりの金利は適用されず、金利が上昇している状況においては、表示していた金利より割高の金利が適用されるものであった。</p> <p>(平成18年8月8日)</p>	第4条 第1項 第2号
3	<p>【資格試験等の合格実績に係る不当表示】</p> <p>TAC(株)、学校法人大原学園及び㈱早稲田セミナーの3名は、それぞれ、自らが開設する公認会計士試験、税理士試験又は公務員試験に係る試験対策講座の受講生を募集するに当たり、一般消費者に配布したこれらの講座案内のパンフレットにおいて、あたかも、パンフレットに記載した合格実績について自らが開設する試験対策講座を受講した成果であるかのように示す表示を行っていたが、実際には、記載した合格実績の中には、短期間の講座を受講したにすぎない合格者等自らが開設する試験対策講座を受講した成果とは認められない合格者が含まれているものであった。</p> <p>(平成18年10月12日)</p>	第4条 第1項 第1号
4	<p>【携帯電話の通話料金及びメール料金に係る不当表示】</p> <p>ソフトバンクモバイル(株)は、携帯電話役務の取引に当たり、平成18年10月26日に、新聞広告において、また、平成18年10月26日から同年11月2日までの間に、テレビコマーシャルにおいて、あたかも、同社の携帯電話役務を利用するすべての場合において、通話料金及びメール料金が無料となるかのように表示していたが、実際には、通話料金及びメール料金が無料となるのは、同社の携帯電話役務の利用者間のみ通話及びメールに限定されており、国際電話を利用した場合及び21時台から24時台の通話時間が1請求月に累計200分を超過した場合の通話料金は無料とならず、また、当該役務の提供を受けるためには、「ゴールドプラン」及び「新スーパーボーナス」と称する携帯電話役務の契約を締結することが条件であった。</p> <p>(平成18年12月12日)</p>	第4条 第1項 第2号

5	<p>【家庭教師の派遣に伴う料金に係る不当表示】</p> <p>(株)トライグループは、平成 18 年 3 月に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「トライ新年度生 いよいよ募集スタート！塾を決める前に、トライをお試ください。」と記載の上、「3 月限定 授業料をいただく前にまずは効果をお試ください。 受付期間 3/31(金)まで お子様にピッタリの家庭教師に出会えるまで、何度でも【無料】で、授業を受けることができます。」と記載することにより、あたかも、当該チラシを配布して以降平成 18 年 3 月 31 日までの間、同社の家庭教師派遣を無料で体験できるかのように示す表示をしていたが、実際には、家庭教師派遣の契約を締結した上、同期間中に体験を希望する生徒を同社に登録して会員とし、当該生徒が、例えば同社と提携している中学校又は高等学校から紹介を受けた者である場合を除き、当該契約者から「登録費」と称する費用及び「教務費」と称する費用（ただし、当該生徒が、例えば同社に再入会した者である場合は「教務費」と称する費用のみ）を徴収しているものであった。</p> <p>なお、同社は、家庭教師派遣の契約を締結して当該費用を支払い、生徒が家庭教師派遣の体験を受けた後、当該契約の解除を申し出た者に対して、同費用を返還している。</p> <p style="text-align: right;">（平成 18 年 12 月 26 日）</p>	第 4 条 第 1 項 第 2 号
---	--	-------------------------

11【 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり】

特定商取引法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。[平成17年度以降継続的に実施する。法運用の結果については毎年公表する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省 関係省庁</p>	<p>・経済産業省及び都道府県は、悪質な訪問販売等により消費者被害をもたらす事業者に対し、特定商取引法に基づく行政処分を行い、平成18年度においては、経済産業省と都道府県の合計で84件（平成17年度は80件）の行政処分を行った。</p> <p>特に悪質な事業者に対しては、積極的に業務停止命令を発することとしている。18年度の業務停止命令は、経済産業省と都道府県の合計で36件となった（平成17年度は25件）。</p> <p>また、経済産業省及び都道府県が行った行政処分の結果について、経済産業省のホームページにて公表を行っている。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>・特に悪質な事業者に対しては、積極的に業務停止命令を発し、また、警察当局とも連携を行い、昨年度初めて刑事告発を行ったところであり、こうしたことも背景として、消費者からの苦情・相談件数も漸減している。（経済産業省への相談は3年連続、PIO-NETへの相談件数は、2年連続で減少）</p> <p>関係諸機関の連携・機動性</p> <p>・経済産業省本省、地方経済産業局等、都道府県の執行部署の連携強化を図っており、その一環として、「特定商取引法執行NET」の構築を進めているところ。（平成19年度に稼働する予定）</p> <p>・5都県によるミシンの訪問販売事業者への処分の実施など、広域的に活動する法違反事業者に対して都道府県が共同で行う処分が増加している。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>・引き続き特定商取引法を厳正に執行するとともに、執行体制の強化を図る。</p>

12【 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり】

消費者信用分野における諸問題については、各業態等における取引実態などを踏まえ、平成 16 年 1 月施行の新貸金業規制法附則等を踏まえた貸金業制度の将来的なあり方を含め、消費者信用全体の観点から検討する。[平成 17 年度以降継続的に検討する。] 12

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>金融庁 経済産業省 関係省庁</p>	<p>（金融庁） 深刻化した多重債務問題の解決に向けた抜本的かつ総合的な対策を講じる「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が昨年 12 月に成立。</p> <p>（経済産業省） クレジット取引を巡る諸問題への対応のあり方について取引実態等を踏まえた検討を行うため、平成 17 年 1 1 月に産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会を設置し検討を行ってきた。</p> <p>そのうち、クレジットカード情報漏えい・不正利用対策、個人信用情報機関の利用と情報保護に係る環境整備については、平成 18 年 3 月にとりまとめを行い、その他の不適正与信の排除、過剰与信の防止等のクレジット取引を巡る諸問題については、平成 18 年 6 月の小委員会において、課題と論点を整理した。</p> <p>更なる検討を行うため、平成 19 年 2 月から産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会における検討を再開した。</p>	<p>〔評価〕 （金融庁） 改正貸金業法では、多重債務問題の解決と安心して利用できる貸金市場を目指して、上限金利の引下げ、総量規制の導入、行為規制の強化、貸金業への参入条件の厳格化、業務改善命令の導入等の措置が講じられている。</p> <p>平成 16 年 1 月施行の新貸金業規制法附則では、施行後 3 年を目途として見直しを行うとされていたが、昨年中に改正貸金業法が成立。貸金業制度等のあり方について検討を行った貸金業制度等に関する懇談会では、関係省庁がオブザーバーとして参加。</p> <p>（経済産業省） 平成 19 年 2 月から再開した産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会において、以下の課題を中心に更なる検討を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪質商法を助長する不適正与信の排除 ・ 過剰与信の防止 ・ クレジット取引関連事業者の責任と役割 ・ クレジット取引の規制対象範囲 <p>〔監視（今後の取組み）〕 （金融庁） 改正貸金業法の円滑な施行に努める。</p> <p>消費者信用全体の体制のあり方等については、まずは今回の改正貸金業法において、施行から 2 年 6 か月以内に施行される上限金利の引下げや総量規制の影響を見定める。</p> <p>（経済産業省） 引き続き、産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会において、検討を進める。</p>

13【 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり】

通信販売及び電話勧誘販売に関して都道府県知事が処理することができる事務の範囲等について検討する。[平成18年度までに一定の結論を得る。]

13

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省 関係省庁</p>	<p>平成19年3月12日の消費経済審議会特定商取引部会において、通信販売及び電話勧誘販売に関して、主務大臣の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととすることを含む政令の改正について審議がなされた。</p>	<p>〔評価〕 迅速性 平成18年度中に消費経済審議会特定商取引部会を開催し、検討を開始した。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 ・所要の手続きを経て、可及的速やかに、政令を改正する。</p>

14【 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり】

「金融商品取引法」が公布の日（平成 18 年 6 月 14 日）から起算して 1 年 6 か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることから、政令、内閣府令等の整備や制度の周知徹底など、同法の円滑施行に向けて準備を進める。[平成 18 年度] 14

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
金融庁	<p>金融商品取引法制に関する政令・内閣府令等の整備に係る作業を進め、19 年 4 月 13 日に案を公表し、翌 14 日からパブリックコメントを開始。</p> <p>金融商品取引法制の内容を周知するため、パンフレット「新しい金融商品取引法制について」を作成・配布。</p> <p>地方財務局等における説明会等、関係業界や一般向けの各種説明会等において金融商品取引法制について説明。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>金融商品取引法制は 19 年 12 月 13 日までの間で政令で定める日から施行することとされているが、利用者保護等の観点から、できる限り早期の施行が望ましいこと等を踏まえ、19 年 9 月頃の本格施行を目指して準備を進めている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>19 年 9 月頃の本格施行に向けて、引き続き、関係政令・内閣府令等の整備や、制度の周知・徹底など、金融商品取引法制の適切かつ円滑な施行に向けて準備を進める。</p>

15【 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり】

海外商品先物取引については、「海外商品先物取引法」を厳正に運用し、同法の施行状況を注視するとともに、今後の消費者トラブルの推移を見極め、海外商品先物オプション取引を含め、委託者保護のための方策について検討する。[平成18年度] 15

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省 農林水産省</p>	<p>農林水産省及び経済産業省は、両省に寄せられた苦情・相談等をもとに、海外商品取引業者に係る情報を収集するとともに、計22社に対するヒアリングを行い（17年度：16社）、海外商品先物取引の実態把握に努めた。</p> <p>海外商品先物取引について、注意喚起を行った（平成18年7月、経済産業省HPに掲載。農林水産省では、平成18年8月、以前から掲載しているもののリニューアルを実施）。</p> <p>海外商品先物オプション取引及びロコ・ロンドン取引と称する金等の貴金属の取引について、注意喚起を行った（平成19年1月及び2月、経済産業省HPに掲載）</p> <p>ロコ・ロンドン取引と称する金等の取引の仲介サービスの訪問販売等によるトラブルの増加を受け、商品取引等の仲介サービス（既に他法で規制が行われているものは除く。）について、特定商取引法の指定役務とするため、消費経済審議会に諮問を行った。</p>	<p>〔評価〕 有効性 海外商品取引業者に対するヒアリングを通じて、勧誘方針、苦情処理体制、顧客財産の分離保管等の状況確認を行い、十分でない海外商品取引業者に対し、勧誘に係る社内規程の策定、コンプライアンス部門の強化等、委託者保護のための措置を求め、取引の適正化を行った。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 農林水産省及び経済産業省は、両省の緊密な連携の下、引き続き海外商品取引業者の情報収集及び海外商品先物取引の実態把握に努めるとともに、新たに国民生活センターの協力を得てPIO-NETの活用により業者の実態把握を進め、海外商品先物取引法の厳正な運用を行い、消費者トラブルの減少に努める。</p> <p>商品取引等の仲介サービスについて、特定商取引法の指定役務となった場合は、同法を厳正に執行する。</p>

16【 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり】

貸金業制度等に関し、金利規制のあり方、過剰貸付けの防止、契約・取立てにかかる行為規制、参入規制・監督手法、金融経済教育とカウンセリング等について検討を進める。[平成18年度]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>金融庁 法務省</p>	<p>深刻化した多重債務者問題の解決に向けた抜本的かつ総合的な対策を講じる「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が昨年12月に成立。</p> <p>カウンセリング体制の充実、金融経済教育の強化を含む多重債務者対策の円滑かつ効果的な推進を図るため、昨年12月に内閣に多重債務者対策本部が設置された。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>改正貸金業法では、多重債務問題の解決と安心して利用できる貸金市場を目指して、上限金利の引下げ、総量規制の導入、行為規制の強化、貸金業への参入条件の厳格化、業務改善命令の導入等の措置が講じられている。</p> <p>改正貸金業法の成立と同月に多重債務者対策本部を設置し、同本部に置かれた有識者会議で議論を行っている。</p> <p>多重債務者対策本部は関係する大臣を構成員とし、有識者会議にも関係省庁が出席している。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>改正貸金業法の円滑な施行に努める。</p> <p>多重債務者対策本部に置かれた有識者会議において多重債務問題を解決するための基本方針等について議論し、その議論を踏まえ、今春を目的に「多重債務問題改善プログラム(仮称)」を本部において策定し、政府及び関係者が一体となって実行する。</p>

17【 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり】

クレジット取引に関し、過剰与信の防止、個人信用情報機関の適切な活用等について検討を進める。[平成18年度以降継続的に検討する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省</p>	<p>クレジット取引を巡る諸問題への対応のあり方について取引実態等を踏まえた検討を行うため、平成17年11月に産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会を設置。平成18年3月に個人信用情報機関の適切な活用の論点を含んだ報告書である「個人信用情報機関の利用と情報保護に係る環境整備について」をとりまとめ、平成18年6月には過剰与信の防止の論点を含んだ報告書である「クレジット取引に係る課題と論点整理について」をとりまとめた。</p> <p>上記小委員会報告書である「個人信用情報機関の利用と情報保護に係る環境整備について」を受け、平成18年10月16日付けで「経済産業分野のうち信用分野における個人情報ガイドライン」の改正を行った。</p> <p>また、更なる検討を行うため、平成19年2月から産業構造審議会販売分科会基本問題小委員会における検討を再開した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>平成19年2月から再開した産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会において、クレジット取引に関する過剰与信の防止等の論点を含め、更なる検討を進めている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>引き続き、産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会において、検討を進める。</p>

18【 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり】

悪質な勧誘販売行為にクレジットが利用されることのないよう、与信事業に関して対応を検討するとともに、クレジット取引関連事業者の責務と役割、割賦販売法の適用対象範囲、指定商品・指定役務制の是非について検討する[平成18年度以降継続的に検討する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省</p>	<p>クレジット取引を巡る諸問題への対応のあり方について取引実態等を踏まえた検討を行うため、平成17年11月に産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会を設置し検討を行ってきた。</p> <p>そのうち、クレジットカード情報漏えい・不正利用対策、個人情報情報機関の利用と情報保護に係る環境整備については、平成18年3月にとりまとめを行い、その他の不適正与信の排除、過剰与信の防止等のクレジット取引を巡る諸問題については、平成18年6月の小委員会において、課題と論点を整理した。</p> <p>更なる検討を行うため、平成19年2月から産業構造審議会販売分科会基本問題小委員会における検討を再開した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>平成19年2月から再開した産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会において、以下の課題を中心に更なる検討を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪質商法を助長する不適正与信の排除 ・ 過剰与信の防止 ・ クレジット取引関連事業者の責任と役割 ・ クレジット取引の規制対象範囲 <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>引き続き、産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会において、検討を進める。</p>

19【 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり】

「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用するとともに、迷惑メールの動向を把握すること等により、同法の効果について評価する。また、国際的な整合性・協調体制の重要性等も踏まえ、「オプトイン方式(不招請勧誘の禁止)」の迷惑メール対策としての有効性について注視するとともに、送信ドメイン認証技術を始めとする技術的対策の普及促進等について検討する。

[平成18年度以降継続的に実施する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
総務省	<p>迷惑メールの対策については、平成17年11月に施行された改正迷惑メール法により、送信者情報の偽装行為に対する刑事罰の導入を始めとする規制強化を図ったところ。総務省では同法を厳正に執行し、警察からの法的解釈に関する問合せへの対応等を通じて、違反送信者の摘発に積極的に協力している。</p> <p>（摘発例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年5月 千葉県警が東京都内の男性を逮捕。 ・平成18年8月 大阪府警が大阪市内の元会社社長等を書類送検。 ・平成19年1月 千葉県警が東京都内の会社社長等を逮捕。 <p>また、近年国境を越える迷惑メールが世界的に問題となっていることを受け、総務省では諸外国政府等との国際連携を積極的に推進している。具体的には、平成17年4月に韓国、中国などアジア地域の国々と覚書を締結する一方で、昨年5月にはフランスと、9月にはイギリスと、10月にはカナダと迷惑メール対策における協力推進についての共同声明にそれぞれ調印するなど、欧米諸国との協力も推進している。</p> <p>さらに、有効な迷惑メール対策技術（25番ポートブロック、送信ドメイン認証技術）の法的な留意点を、HP等を通じて公表し、事業者及び業界団体等への普及を促進した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <p>迷惑メール法違反の捜査において、総務省は警察からの法的解釈等の問合せに迅速に対応し、結果として摘発に結びついた。また、事業者の技術的取組を促進するため、迷惑メール対策技術の法的な留意点をHP等で公表した。さらに、近年国境を越える迷惑メールが問題となっていることから、欧米諸国と共同声明を締結し、国際連携を強化した。</p> <p>有効性</p> <p>迷惑メール対策技術の法的な留意点を公表したことにより、事業者の一層の取組が期待でき、すでに多くの事業者が導入を開始している。Sophos社（英）の調査によれば、日本は平成17年には世界9位の迷惑メール発信国であったが、平成18年は13位以下となっており、日本の迷惑メール対策が一定の効果を上げていると考えられる。</p> <p>関係省庁間の連携</p> <p>「特定商取引に関する法律」を所管する経済産業省とは、「迷惑メール追放支援プロジェクト」等を通して連携を図っている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>引き続き特電法の厳正な運用及び迷惑メールの動向把握等を通じた同法の効果の評価を行う。また、引き続き国際的な整合性・協調体制の重要性等も踏まえ、「オプトイン方式（不招請勧誘の禁止）」の迷惑メール対策としての有効性について注視するとともに、技術的対策の普及促進等について検討する。[平成19年度以降継続的に実施する。]</p>

20【 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり】

インターネット上のクレジット取引における安全・安心の確保を図るため、本人認証方法の高度化、氏名やカード番号の不正利用に関する情報交換、トラブルが生じた際の対応のルール化等について、事業者の取組みを注視する。[平成18年度] 20

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
経済産業省	<p>平成17年4月から同年9月まで「インターネット商取引とクレジット事業研究会」を開催。同年10月に中間報告書を取りまとめた。中間報告書を受けて、社団法人日本クレジット産業協会等の業界団体において、インターネット上のクレジット取引における安全・安心の確保のための対策について検討を行い、その検討成果を平成18年4月に上記研究会へ報告。</p> <p>クレジットカード情報漏えい・不正利用対策について、平成18年3月にとりまとめられた産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会報告書「クレジットカード情報漏えい・不正利用対策について」を受け、平成19年4月1日付けで「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」にクレジットカード情報の取扱いについての記載を追加した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>平成19年2月から再開した産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会において、クレジット取引関連事業者の責務と役割の論点を含め、更なる検討を進めている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>引き続き、上記小委員会での検討を進めるとともに、事業者の取組みを注視する。</p>

21【 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり】

インターネット上の消費者取引等に係る紛争解決を支援する民間機関に対して、実証実験で得られた紛争解決ノウハウ等の提供を行う。[平成18年度]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
経済産業省	<p>インターネット上の消費者取引等に係る紛争解決について、紛争の実態を把握し、紛争解決のための有効な手法を探るべく、3カ年の実証実験（平成15年度～平成17年度）を行い、その成果をとりまとめた。平成18年4月に、インターネット上の消費者取引に係るトラブルをオンラインで助言・あっせんする有限責任中間法人ECネットワークが設立され、同法人に実証実験で得られた紛争解決ノウハウ等の提供を行った。</p>	<p>〔評価〕 有効性 有限責任中間法人ECネットワークが、民間オンラインADR機関として、インターネット上の消費者取引等に係る紛争解決支援に有効に機能している。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 引き続き、有限責任中間法人ECネットワークや、他の消費者トラブル解決支援機関等に対して、実証実験で得られた紛争解決ノウハウ等の提供を行う。</p>

22【 消費者団体訴訟制度の導入】

「消費者契約法の一部を改正する法律」が平成 19 年 6 月 7 日から施行されることから、政令、内閣府令、審査基準等の整備や制度の周知徹底など、消費者団体訴訟制度の円滑な導入に向けて準備を進める。[平成 18 年度] 22

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
内閣府	<p>平成 19 年 2 月 16 日に、制度の細目である消費者契約法施行規則（内閣府令）適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインを制定し、平成 19 年 3 月 27 日に適格消費者団体の欠格事由に係る法律を定めた政令を制定した。</p> <p>また、パンフレット等の啓発資料の作成・配布、東京・大阪におけるシンポジウムの開催（平成 18 年 11 月）、47 全都道府県での説明会（平成 18 年 12 月～平成 19 年 3 月）を実施し、制度の周知広報に努めた。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>6 月 7 日から施行される制度の円滑な導入のため、政令、内閣府令及び審査基準等の整備並びに制度の周知広報により、消費者被害の未然防止・拡大防止が期待される。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>6 月 7 日の施行に向けて、引き続き制度の周知広報を進めるとともに、制度の円滑な導入を進める。また、施行後は、制度が濫用・悪用されることのないよう、適格消費者団体の認定及び監督を適切に行うとともに、制度について普及・啓発を進める。</p>

23【 消費者団体訴訟制度の導入】

特定商取引法における消費者団体訴訟制度の導入について検討を進める。[平成18年度]

23

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
経済産業省	平成19年2月16日に、産業構造審議会割賦販売分科会消費経済部会第1回合同会合を開催し、特定商取引法を巡る検討を集中的に行うため、特定商取引小委員会を設置した。	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <p>産業構造審議会消費経済部会特定商取引小委員会において検討を進めている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>・引き続き、同小委員会にて検討を進める。</p>